

(本訴事件) 平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

反訴原告(本訴被告) 村中 璃子

反訴被告(本訴原告) 池田 修一

反 訴 状

平成30年2月1日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

〒534-0025

大阪市都島区片町2丁目8番14号 大阪城北詰藤本ビル

藤本法律特許事務所(送達場所)

反訴原告村中璃子訴訟代理人 弁護士 藤 本 英 二



電 話 06-6352-5169

ファックス 06-6352-7629

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 100万円

ちょう用印紙額 1万円

第1 反訴請求の趣旨

- 1 反訴被告は、反訴原告に対し、金100万円及びこれに対する平成28年10月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は反訴被告の負担とする
- との判決を求める。

第2 反訴請求の原因

1 本訴提起の違法性

反訴被告池田修一（以下「原告池田修一」という。）は、本訴請求が不法行為の成立要件を満たすものではなく、事後的・法律的根拠を欠くにもかかわらず、そのことを知りながら、または、通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会、及び、同会の支援者らと連携の上、科学的観点から子宮頸がんワクチン薬害説を否定する反訴原告村中璃子（以下「被告村中璃子」という。）の言論を封殺し、子宮頸がんワクチン薬害国賠訴訟（原告池田修一が相当数の原告少女・同会所属の親の子である少女を診察している）を有利に進める目的で、本訴を提起したものであり、本訴の提起は、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものとして違法である。

2 本訴に関する事実経過

（1）平成26年3月5日初回接種のマウス実験

平成26年3月5日、A氏は、10週齢のNF-kBp50欠損マウスに、子宮頸がんワクチン（サーバリックス）、インフルエンザワクチン（Flu）、B型肝炎ワクチン（HBV vaccine）、生理食塩水（PBS）を接種した¹。

¹ 甲17のスライド31の説明文2行～3行（スライド32にも同じ記載あり）には「Date of 1st shot of Flu, HBV vaccine or PBS as control: March 05, 2014.」との記載があり、当該実験は遅くとも2014年（平成26年）3月5日に開始されている。子宮頸がんワクチン（サーバリックス）を接種したとの記載がないが、同説明文3～5行には、同ワクチンを接種した旨の記載があることから、

平成26年5月ころ（初回接種から2ヶ月後）、A氏は、接種したすべてのNF-kBp50欠損マウスの血清を採取した。A氏は、初回接種から2ヶ月後に採取したNF-kBp50欠損マウスの血清を正常なマウスの脳切片にふりかけて画像を撮影した。この画像は、現時点において、証拠として提出されていない。

平成26年7月ころ（初回接種から4ヶ月後）、A氏は、接種したすべてのNF-kBp50欠損マウスの血清を採取した。A氏は、初回接種から4ヶ月後に採取したNF-kBp50欠損マウスの血清を正常なマウスの脳切片にふりかけて画像を撮影した。この画像は、現時点において、証拠として提出されていない。

平成27年3月ころ（初回接種から12ヶ月後）、A氏は、接種したすべてのNF-kBp50欠損マウスの血清を採取した²。A氏は、初回接種から12ヶ月後に採取したNF-kBp50欠損マウスの血清を正常なマウスの脳切片にふりかけて画像を撮影した。甲17のスライド31・32は、この初回接種から12ヶ月後のマウスの血清を、正常なマウスの脳切片にふりかけて撮ったものである（乙7の2・27頁～28頁）。

平成27年3月ころ（初回接種から12ヶ月後）、各ワクチン等を接種したすべてのNF-kBp50欠損マウスの血清を採取した後、これらのNF-kBp50欠損マウスを殺処分し、NF-kBp50欠損マウスそのものの脳の病理学的検討が行われている（乙7の2・31頁、114頁）³。この初回接種から12ヶ月後の“ワクチンを接種

記載漏れとみられる。

² 甲17のスライド31の説明文3～5行（スライド32にも同じ記載あり）には「2 months, 4 months and 12 months after date of 1st shot of Cervarix vaccine, Flu, HBV vaccine or PBS, the serum were collected from all immunized mice for immunological examinations and pathological studies.」（子宮頸がんワクチン（サーバリックス）、インフルエンザワクチン（Flu）、B型肝炎ワクチン（HBV vaccine）、生理食塩水（PBS）の各初回接種から2ヶ月後、4ヶ月後、及び、12ヶ月後に、免疫学的検討と病理学的検討を行うため、接種したすべてのNF-kBp50欠損マウスから血清を採取した）との記載がある。

³ 乙7の2・31頁における「(打ったマウスの脳を) 見てないんですか」との被告村中璃子の質問に対し、A氏が「見てるけれども、元々、元々あの、NF-kBのp50のノックアウトマウスって、脳の海馬のところに変性が起きるから。」と回答し、同114頁における「打ったマウスの脳切片からは、どのワクチンからも異常が見られなかったと言えますね。」「そのマウス、自己免疫性のも

した” NF-kBp50 欠損マウスそのものの脳の画像は、現時点において、証拠として提出されていない。また、この病理学的検討の際に、マウスの脳のほか、マウスの神経もあわせて採取されていたものと考えられる。この初回接種から12ヶ月後の“ワクチンを接種した” NF-kBp50 欠損マウスそのものの脳の画像には、自己免疫による脳の異常がみられなかったと考えられるが、原告池田修一はかかる事実を無視して本件成果発表会及びNEWS 23における発言を行ったものとみられる。

(2) 平成26年7月1日以降開始のマウス実験

丙7の動物実験計画承認申請書⁴の「実験方法」によれば、平成26年7月1日以降、A氏は、10週齢のNF-kBp50欠損マウスに、子宮頸がんワクチン（サーバリックス）、インフルエンザワクチン（Flu）、B型肝炎ワクチン（HBV vaccine）、生理食塩水（PBS）を接種し、初回接種から6ヶ月～9ヶ月後にNF-kBp50欠損マウスの血清を採取し、殺処分の上、臓器を摘出している⁵。ワクチン1種につき3～6匹のマウスを用いている（計20匹）。なお、この動物実験計画承認申請書は、平成28年6月27日付けで研究活動上の不正行為に関する通報がなされ（丙19）、動物実験が終了した後、平成28年7月22日に後付けで作成されていることから、「計画」ではなく、実際に実施した実験内容に沿って作成されたものと強く推認される。

A氏は、初回接種から6ヶ月～9ヶ月後に採取したNF-kBp50欠損マウスの血清

のを思わせるような異常は、特に確認してないっていうことですね。」との被告村中璃子の質問に対し、A氏が「元々、この、この、ね、このネズミは脳の疾患があるから。疾患は、疾患の症状は、どのマウスでも、みれ、見られますよ。」と回答している。

⁴ この動物実験計画承認申請書は、平成28年6月27日付けで研究活動上の不正行為に関する通報がなされ（丙19）、動物実験が終了した後、平成28年7月22日に後付けで作成されており、当時医学部長（所属部局の長）であった原告池田修一を経て申請されていることから（丙20の第6条）、実際に実施した実験内容について作成されたものと強く推認され、原告池田修一が十分確認していたものである。

⁵ このマウス実験は、A氏のいう「もう一回」（2回目）の実験（乙7の2・125～126頁）をさすとみられる。

を正常なマウスの脳切片にふりかけて画像を撮影した。この画像は、現時点において、証拠として提出されていない。

また、A氏は、殺処分した NF-kBp50 欠損マウスそのものの脳の病理学的検討を行っている。この初回接種から6ヶ月～9ヶ月後の“ワクチンを接種した” NF-kBp50 欠損マウスそのものの脳の画像は、現時点において、証拠として提出されていない。また、この病理学的検討の際に、マウスの脳のほか、マウスの神経もあわせて採取されていたものと考えられる。

(3) プログレスミーティングにおけるA氏の原告池田修一に対する報告

平成27年12月28日、A氏は、原告池田修一に対し、子宮頸がんワクチン、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン及び生理食塩水をそれぞれ接種したノックアウトマウスから血清を採取し、その血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像を示しながら、約1時間程度、本件マウス実験の結果を報告した（当事者間に争いが無い事実）。このプログレスミーティングには、原告池田修一、塩沢教授、A氏、その他2名を含む少なくとも5名が出席していた（丙13・14）。

甲17のスライド31・32は、平成26年3月5日の初回接種から12ヶ月後に採取したNF-kBp50欠損マウスの血清を、正常なマウスの脳切片にふりかけて撮ったものとされる。

甲17のスライド32の棒グラフには、エラーバーや統計検定結果（P値など）の記載がなく、甲17のスライド31・32は、マウス1匹（N=1）の実験結果であった。

なお、甲17のスライド31の最も左側の正常マウスの4つの脳切片は、連続切片ではなく、そもそも比較できるものではない。

平成27年12月28日時点において、甲17のスライド31・32以外に、以下の各画像が存在していたが、これらの画像は、甲17には含まれていない。

- ① 平成26年3月5日の初回接種から2ヶ月後に採取したNF-kBp50欠損マウスの血清を、正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像
- ② 平成26年3月5日の初回接種から4ヶ月後に採取したNF-kBp50欠損マウスの血清を、正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像
- ③ 平成26年3月5日の初回接種から12ヶ月後の“ワクチンを接種した”NF-kBp50欠損マウスそのものの脳の画像
- ④ 平成26年7月1日以降の初回接種から6ヶ月～9ヶ月後に採取したNF-kBp50欠損マウスの血清を正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像（ワクチン1種につき3～6匹のマウスが用いられている（計20匹））
- ⑤ 平成26年7月1日以降の初回接種から6ヶ月～9ヶ月後の“ワクチンを接種した”NF-kBp50欠損マウスそのものの脳の画像（ワクチン1種につき3～6匹のマウスが用いられている（計20匹））

（4）塩沢教授による非公開の班会議での報告

平成28年1月8日、非公開の班会議において、塩沢教授は、「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」と記載したスライドを用いて、報告を行った（甲6、甲7）。本件マウス実験のマウス海馬に関するスライドとして、甲6の9枚目～14枚目、19枚目がある。

甲6の12枚目のスケジュールには、「2か月 観察」「4ヶ月」「12か月 観察・採血」との記載があるが、甲17のスライド31・32には、初回接種から2ヶ月後、4ヶ月後、12ヶ月後にNF-kBp50欠損マウスの血清を採取したと記載されている（前記脚注2）。

甲6の14枚目（甲7）は、甲17のスライド31の画像とスライド32の棒グラフが記載された上、「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」と記載されている。

甲6の19枚目には、「サーバリックス接種群においてのみ、マウス海馬への自

己抗体（IgG）の沈着が認められた」と記載されている。

班会議には、原告池田修一は出席していたが、A氏は出席していなかった。

（５）牛田班との非公開の合同班会議

原告池田修一は、平成２８年２月２４日の牛田班との合同班会議（非公開）において、甲５は誰からも問題にされなかった、と主張する（原告池田修一準備書面（２）１３頁（１））。

（６）ＴＢＳテレビのNEWS 23の取材における原告池田修一の発言

平成２８年３月１４日、原告池田修一は、全国ネットで放映されたＴＢＳテレビのNEWS 23の取材において、甲５のスライドの画像をＴＢＳテレビに自ら提供した上、本件マウス実験を評価して、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬といって、記憶の中核があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを提示できている。」などと発言した（乙１）。

この原告池田修一の発言は、子宮頸がんワクチンを接種したマウスだけ脳の海馬に異常な抗体が沈着して海馬の機能を障害し、このことによりあたかも子宮頸がんワクチン接種後に患者に生じた障害と子宮頸がんワクチン接種の因果関係が証明されたかのような架空の事実をでっちあげたものである。

また、当該NEWS 23の取材において、原告池田修一は、「サーバリックス 14M-1⁶ マウス●●」と記載された標本を顕微鏡で自ら観察し（乙１の２分４５秒以降）、また、「末梢神経病変」とのスライドを示した上で約９ヶ月後に異常

⁶ 被告村中璃子準備書面（６）４頁では「サーバリックス 14AA-1」としたが、「サーバリックス 14M-1」とみられ、サーバリックスを接種して１４ヶ月後のマウス１との趣旨と考えられる。

が現れたとしている（乙1の4分23秒以降）。

(7) 本件成果発表会における原告池田修一の発表

平成28年3月16日、メディアにも公開された厚生労働省の本件成果発表会において、原告池田修一は、甲4のスライドを用いて、本件マウス実験に関する発表を行った。

甲4の30枚目上段のスライド（「1. ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着」とのスライド（甲5））には、「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」との記載のほか、塩沢教授による非公開の班会議での報告資料（甲6の14枚目）にはない「白丸」を付し、HPVワクチン（サーバリックス）の緑色に光った部分を強調した加工の形跡が明らかに認められ、こうした加工を行ったのは、原告池田修一以外に考えられない（訴状5頁には、「見やすいよう反応のある部分に○印をつけている」と記載されている）。

甲4の30枚目下段のスライド「皮内神経の観察」及び甲4の31枚目上段のスライド「末梢神経病変」とのスライドは、塩沢教授による非公開の班会議での報告資料（甲6）にも甲17にも含まれておらず、原告池田修一自らこれらのスライドを追加したこと、すなわち、原告池田修一自身が本件マウス実験に深く関与していたことが示されている。

甲4の31枚目下段のスライドの「今後の取り組み」には、「サーバリックス接種群においてのみ、マウス海馬への自己抗体（IgG）の沈着、末梢神経障害あり」と記載されており、塩沢教授による非公開の班会議での報告の「まとめ」スライド（甲6の19枚目）にはなかった「末梢神経障害あり」との記載が追加されている。

本件成果発表会において、原告池田修一は、甲4の29・30・31枚目のスライドを示しながら、

「最後がですね、こうした病態解析のための動物モデルということなのですが、このNF-kBp50を欠損したマウス、こういうのをノックアウトマウス、ある遺伝子

をつぶしちゃったマウスをノックアウトマウスというんですが、これは自己免疫を起ししやすい個体ということなんですが、このマウスにですね、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン、子宮頸がんワクチン、そして単なる生食を打ってみるとですね、だんだん9ヶ月から12ヶ月、1年くらいして脳の海馬と呼ばれている記憶の中核のところ、このHPVワクチンを打ったマウスだけ、こういう異常抗体がついている。すなわち、脳を攻撃する異常な抗体が、このマウスにはできたということがわかりました。現在、その抗体の性状を詳しく分析しているところなんです、同時にこのマウスのですね、このマウスのですね、こういう皮膚、足のそっけい（鼠径）の皮膚の中の神経、こういうところですね、これを電子顕微鏡で見るとですね、皮内の神経、こういうものですが、どの神経も壊れている。だからこのマウスは脳と末梢神経とを同時に障害を受けていそうだ。」と発言した（丙37の39分12秒以下）。

この原告池田修一の発表は、子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳画像であるにもかかわらず、子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳画像であるとの事実に反する発言をしながら、子宮頸がんワクチンによってワクチンを接種したマウスの脳そのものに障害が発生したという架空の事実をでっちあげた意図的なものである。

また、原告池田修一は、本件成果発表会において、甲4の27枚目の2枚のスライドに関し、「そういうなかで鹿児島大学は脳症状を訴える人のHLAを調べてみたところですね、19人中16人でDPB1*05:01というこの型の人が非常に多かった、84%だった。で、日本人の頻度は40.7%ですが、日本人の平均頻度に対して倍以上の頻度で出るということでした。で、私は信州大学で14例で調べてみるとですね、やっぱり71%の人がこのDPB1*05:01というHLAの型を持っているということですね。これが何を意味しているのか、日本人の通常の頻度の倍以上だ」と発言している（丙37の37分25秒以下）。甲4の27枚目の2枚のスライドに関し、1枚目の鹿児島大学のスライドにおいて、本来比較すべきは、「40.

70%」（日本人の通常のアレル頻度）と「57.1%」（鹿児島大学の脳障害患者19名におけるアレル頻度。遺伝子保有率を示す84%ではない。）であり、また、2枚目の信州大学のスライドにおいて、本来比較すべきは、「38.4%」（日本人の通常のアレル頻度）と「46%」（信州大学の脳障害患者14名におけるアレル頻度。遺伝子保有率を示す71%ではない。）である（丙29）。

このように、原告池田修一は、本件マウス実験のみならず、鹿児島大学及び信州大学の患者におけるHLA型についても、本来比較できないアレル頻度と遺伝子保有率を比較し、脳症状を訴える患者のHLA型が日本人の通常のアレル頻度の倍以上であるという誤った発言を行っている。これは、単純な言い間違いではなく、原告池田修一が、意図的に誤った発言を行ったものであるとしか考えられない⁷。

（8）TBSテレビのNEWS 23の放送

平成28年3月16日、全国ネットで放映されたTBSテレビのNEWS 23において、甲5のスライドの画像を引用しながら、本件マウス実験を評価して、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬とって、記憶の中核があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを示唆している。」とする原告池田修一の発言が放送された。

（9）被告村中璃子の原告池田修一に対する取材メールの送付

平成28年3月22日、被告村中璃子は、原告池田修一に対し、本件成果発表会

⁷ 産婦人科医・遠藤周一郎氏のブログにおいても、遺伝子保有率と遺伝子頻度を比較した原告池田修一の発表に関し、「この二つの指標は横並びに比べることは絶対に出来ない」「池田班はこの数字を並べて比較することを、あえてやったのか（＝意図的なミスリード）、よく知らずにやったのか（＝ただのバカ）」と指摘されている（丙42の1・4頁）。原告池田修一は、当時、信州大学医学部教授・医学部長・副学長であり、一定のレベルの研究者であることからすれば、HLA型に関し、

における原告池田修一のHLA型及び本件マウス実験にかかる発表内容に関し、メールで質問を行った（丙43）。

(10) 原告池田修一の被告村中璃子に対する回答メールの送付

平成28年3月23日、原告池田修一は、被告村中璃子に対し、以下の内容の回答メールを送信した（丙43）。

「メール拝見しました。HLA geno-typingの結果あ表示で（注：原文ママ）、DPB1 05:01 allele についてその遺伝子頻度とこの allele をヘテロまたはホモで有している個体頻度をもう少し明瞭に分けて示さなかったことが混乱の原因になったと考えております。鹿児島大学のデータについては高嶋博教授へ直接お問い合わせ下さい。私達が脳障害とした診断根拠等は現在論文にまとめている最中でありませぬ。また、HPV ワクチン接種が原因ではないだろうと区別した患者さんは病歴、他院での診療データ、さらに所見等が他疾患の診断基準（例えば SLE など）を満たしている場合に総合的に判断しました。マウスの実験は私ではなく、信州大学の他の研究者が発案して実施しております。私は皮内神経の障害の有無を検索する役割を担っております。このノックアウトマウスは学内の研究室で長年自己免疫疾患の研究に使用しており、免疫異常を引き起こしやすいから使用しているとのことです。実験結果の詳細は研究の originality と論文作成のためお話しすることはできません。電子顕微鏡写真等の個別データの解説は控えさせていただきます。尚、今回公開したデータは事前に厚生労働省の担当部局へも出しております。TBS News23 については以前からこの問題をずっと取材しており、今回も合同班会議の後にその発表内容に関連した取材を鹿児島大学を含めて広く取材したと聞いております。また毎日新聞の斉藤記者には16日の発表した後にあの場で質問を受けましたが、事前に情報提供は行っておりませぬ。以上、私の回答できる範囲で述べさせていただきました。」

意図的に誤った発言をしたとしか考えられない。

(11) H L A型に関する原告池田修一の発表が誤りであることを指摘した被告村中璃子の記事の発表

平成28年3月24日及び同月29日、H L A型に関する原告池田修一の発表が誤りであることを指摘する被告村中璃子の記事が、WEDGE Infinityのウェブサイトで公表された（丙29「子宮頸がんワクチンと遺伝子 池田班のミスリード」、丙30「子宮頸がんワクチン『脳障害』に根拠なし 誤報の震源は医学部長」）。

(12) 厚生労働省の発表

上記（7）記載のH L A型に関する原告池田修一の誤った発言を指摘した被告村中璃子の丙29・丙30の記事を受け、平成28年4月20日、厚生労働省は、以下の異例の発表を行った（乙5）。

「この発表会において、一部報道で取り上げられたように、研究班の研究者から、HPVワクチン接種後、記憶障害など「脳の働きの異常と考えられる症状」が出た患者の方々のうち、33名の遺伝子を調べたところ、26名の方（約8割）が同型の遺伝子を持っていたというデータが公表されました。

このデータは、症状が出た方のみについて集計されたものであり、HPVワクチンと脳の症状との因果関係を示したものではありません。また、少数のデータであるため、約8割という数字は、確かなものとは言えないと考えられます。

したがって、このデータからは、HPVワクチンが記憶障害などを起こすと言うことはできず、この遺伝子を持っている方に、HPVワクチンを接種した場合、記憶障害などを起こす可能性が高いと言うこともできません。

上記の内容については、発表いただいた研究者にも確認済みです。」

(13) 原告池田修一の医学部教授及び医学部長辞任メールの送付

平成28年5月24日、原告池田修一は、「信州大学医学部第三内科同門会の皆

様」宛に、「同窓会員への皆様へ」と題する以下のメールを送信し、平成28年9月末で医学部教授及び医学部長を辞任するつもりである旨表明した（丙44・甲2の5頁）。

「信州大学医学部
第三内科 同門会の皆様

拝啓

若葉の季節となりましたが、先生方におかれましては各地で御活躍のことと拝察申し上げます。また日頃、信州大学医学部第三内科に対しまして種々な御支援を賜り、心から御礼申し上げます。

さて私こと、この9月末で医学部教授と医学部長を辞任するつもりでおります。その最大の理由は第三内科の一新です。私は数年前から第三内科の活性化のためには、主任教授の交代が必要であると感じておりましたが、諸般の事情で今日まで延びてしまいました。詳細は6月の同窓会で話すつもりですが、組織は人事が停滞しては活力を失います。第三内科の入居している建物は先日、耐震工事でリニューアルされました。真新しい教授室へ次期教授が入室できるこの機会に身を引くことが出来るのも私の幸運です。上記の点を御理解いただきたいと思います。

最後になりましたが、皆様、時節の変わり目です。くれぐれも御自愛の程をお願い申し上げます。

平成28年5月吉日
第三内科教授 池田修一」

(14) 被告村中璃子の取材におけるA氏の供述

平成28年6月3日、A氏は、被告村中璃子の取材において、以下の趣旨の供述

をしている。

- ① 「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬に異常な抗体が沈着した」という事実はないこと（被告村中璃子準備書面（5）第2の2（2）ア）
- ② 「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬とって、記憶の中枢があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを示している」という事実はないこと（被告村中璃子準備書面（5）第2の2（2）イ）
- ③ 他のワクチンでも緑に光った脳切片があったこと、スライドはN=1、すなわち、各ワクチンにつきマウス1匹のみを用いた結果だったこと。にもかかわらず、原告池田修一は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したこと（被告村中璃子準備書面（5）第2の2（2）ウ）

（15）本件マウス実験に関し、「捏造行為が発覚」したことを指摘した被告村中璃子の記事の発表

平成28年6月17日、本件マウス実験にかかる原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における原告池田修一の発表・発言に関し、「捏造行為が発覚」したことを指摘する被告村中璃子の記事が、WEDGE Infinityのウェブサイトで公表された（丙31「子宮頸がんワクチン薬害研究班に捏造行為が発覚」）。

（16）信州大学第三内科同窓会における原告池田修一の発言

平成28年6月18日、長野県飯田市にて行われた信州大学第三内科の同窓会において、原告池田修一は、冒頭の挨拶で「お叱りを受けた」という言葉を繰り返しながら、自らの去就について述べた。その内容は、上記（13）記載のメールとほ

ぼ同じで、近く第三内科の主任教授と医学部長を同時辞任するつもりであるというものだった（甲2・5頁）。

(17) 本件雑誌記事の公表

平成28年6月20日付けで発行された雑誌ウェッジ2016年7月号において、本件雑誌記事が公表された（甲1）。

(18) 本件ウェブ記事の公表

平成28年6月23日、WEDGE Infinityのウェブサイトにおいて、本件ウェブ記事が公表された（甲2）。

(19) 研究活動上の不正行為に関する通報

平成28年6月27日付けで、通報者によりなされた本件マウス実験にかかる不正行為の疑いが信州大学により受理された（丙19・通報された事案に係る調査の結果について（通知））。

(20) 本研究班の平成27年度の研究成果報告書の公表

平成28年6月28日、本研究班の平成27年度の研究成果報告書が、厚生労働省科学研究成果データベースで公表された（甲10）。

甲10の2枚目において、原告池田修一は、「専門的・学術的観点からの成果」として、「子宮頸がん（HPV）ワクチン接種後脳障害が起るのか？我々はNF-κBp50欠損マウス（自己免疫疾患を生じ易い個体）にインフルエンザ、HPV、B型肝炎の3種類のワクチンを接種して脳を検索した結果、HPV ワクチン接種後マウスにのみ脳にIgG由来の自己抗体が沈着していることが見出された。また沈着部位は側頭葉中心であった。本マウスはHPV ワクチン接種後記憶障害を訴えているヒトの病態解明のモデルになる可能性がある。」と記載しているが、この記載は科学的に誤りで

あることを被告村中璃子が指摘すると（平成29年4月21日付け求釈明書（3）1項①）、原告池田修一は、平成29年6月21日、この記載を全て削除した（丙61の2枚目・3枚目）。

（21）本件マウス実験にかかる動物実験計画の承認申請及び承認

本件各記事の公表後、平成28年7月22日、突如として、A氏により、本件マウス実験にかかる動物実験計画承認申請書が、所属部長の長（当時の医学部長である原告池田修一・丙20の第6条参照）を経て学長に申請された（丙7・動物実験計画承認申請書）。

（22）予備調査の実施

平成28年6月27日付けでなされた研究活動上の不正行為に関する通報（丙19）により、予備調査が実施された。

（23）本調査の実施

平成28年8月3日、本件マウス実験に関し、本調査を実施することが厚生労働大臣に通知された（丙9・本調査の実施について（通知））。

（24）原告池田修一によるコメントの公表

平成28年8月3日、原告池田修一は、以下の内容のコメント公表した（丙39）。

「そもそも私が、A准教授からスライドを手渡された事実はありません。

平成28年3月16日の厚労省の発表会は、研究班の平成27年度の成果発表会であり、研究代表者と8名の研究分担者の研究成果を、研究代表者である私が一括して発表したものです。この発表に使ったスライドは、平成28年1月8日に研究班員が相互に研究成果を報告し合うために開催された本研究の平成27年度研究報

告会において、私や各研究分担者が発表に使ったスライドの抜粋によって構成されています。

本記事で捏造だと指摘されたスライドは、1月8日の報告会において、研究分担者の一人が「Cervarix接種による中枢神経細胞を認識する自己抗体の産生誘導」と題する発表用に作成したスライド中の1枚をそのまま使用したものです。このことを裏付けるために、報告会で提示されたスライドとその保管の経過等を示す資料を予備調査委員会に提出しました。」

(25) 名誉毀損を理由とする記事の削除及び提訴予告をする内容証明の送付

平成28年8月7日、原告池田修一代理人の清水勉弁護士、出口かおり弁護士が、株式会社ウェッジ宛に、名誉毀損を理由とする記事の削除及び提訴予告をする内容証明を送付した（丙40）。

(26) 本件マウス実験に関する信州大学のコメントの公表

平成28年8月10日、信州大学は、本件マウス実験に関し、ウェブサイトにおいて、コメントを公表した（丙10・信州大学医学部における未承認実験とその対策の実施について）。

(27) 本件訴訟の提起

平成28年8月17日、原告池田修一は、本件訴訟を提起した。

訴状において、原告池田修一は、「原告は、そもそもA氏からスライドを渡されたこと自体がない。」（訴状5頁（2））と主張し、平成27年12月28日のプログレスミーティングの資料には、一切言及しなかった。

(28) 本調査委員会委員の委嘱

平成28年8月23日から8月31日にかけて、信州大学は、大島伸一、前田雅

英、宮武伸一、錫村明生、堀田知光の5名に対し、本調査委員会委員を委嘱し、回答がなされた（丙11・調査委員会委員の委嘱について（依頼）及び調査委員会委員の委嘱について（回答））。

当初、本調査委員会委員の任期は、平成28年9月1日～平成29年1月31日とされていた（丙11）。

(29) 本調査委員会委員の指名に対する異議申立て

平成28年9月13日、通報者は、大島伸一、錫村明生、堀田知光、宮武伸一を本調査委員会委員に指名することに対し、異議を申し立てたが（丙12・異議申立書）、当該異議は却下されている。

(30) 第1回本調査委員会の開催

平成28年9月21日、第1回本調査委員会が開催されたところ、予備調査委員会の概要説明が行われ、「予備調査委員会の概要及び本調査委員会設置決定後に回収された3つの報告書等を基に審議が行われた」とされる。本調査において、原告池田修一、塩沢教授、A氏、及び、平成27年12月28日のプログレスミーティングに参加した者に対してヒアリングを行うこと、保存された血清サンプルを用い、再現実験を行うことが確認された（丙13・第1回調査委員会議事要旨）。

上記の「本調査委員会設置決定後に回収された3つの報告書」とは、丙13記載の配布資料N0.7（平成27年12月28日のプログレスミーティングの資料とされており、甲17と同一と思われる）、No.8（平成28年1月8日の班会議の資料とされており、原告池田修一による発表資料、甲6の塩沢教授の資料が含まれていると思われる）、No.9（甲4の資料の一部と思われる）と考えられる。

このことからすれば、丙13記載の配布資料N0.7、すなわち、平成27年12月28日のプログレスミーティングの資料と原告池田修一が主張するもの（甲17と同一と思われる）は、本調査委員会設置が決定された平成28年8月3日以降に回

収されており、平成28年6月27日付けでなされた研究活動上の不正行為に関する通報以降、予備調査委員会が、本件マウス実験にかかわる全画像や平成27年12月28日のプログレスミーティングの資料が保存されているA氏のパソコンを確保・検証した事実は確認できず、原告池田修一とA氏は、当該資料の内容を改変、破棄、消去する機会を有していたものである。

(31) 第2回本調査委員会の開催

平成28年9月28日10:45～15:00、第2回本調査委員会が開催され、原告池田修一、塩沢教授、A氏、及び、平成27年12月28日のプログレスミーティングに参加した2名の合計5名に対するヒアリングが行われ、ヒアリング終了後、意見交換が行われた。

当該委員会においては、神経免疫学に関する専門家の錫村明生氏が欠席しており、昼食休憩と意見交換の時間を考慮すると、5名に対するヒアリングの時間は、それぞれ数十分～せいぜい1時間程度の短時間であり、言い分を聞くだけの形式的なものであったと推認される（丙14・第2回調査委員会議事要旨）。

(32) 原告池田修一の信州大学医学部長及び副学長の辞任

平成28年9月末、原告池田修一は、信州大学医学部長及び副学長を辞任した（丙21）。

(33) 再現実験の実施

平成28年10月3日から5日にかけて、本件マウス実験に関し、再現実験（以下「本件再現実験」という。）が実施されたが、原告池田修一が甲4及び甲5で発表した本件マウス実験の結果を再現することはできなかった（丙15・マウス血清再現実験実施工程及び実験結果）。

本件再現実験においては、子宮頸がんワクチン（サーバリックス）及びリン酸緩

衝生理食塩水（コントロール・PBS）を接種後、9ヶ月及び22ヶ月飼育後に採取したとされる血清6検体を使用されている。

(34) 第3回本調査委員会の開催

平成28年10月11日、第3回本調査委員会が開催され、本件再現実験の結果について説明があり、意見交換が行われた（丙16・第3回調査委員会議事要旨）。

(35) 原告訴訟代理人清水勉弁護士がA氏の代理人として通知書を送付

平成28年10月14日、学校法人国際医療福祉大学（以下「国際医療福祉大学」という。）から「契約を打ち切る」と伝えられたA氏が、清水勉弁護士を代理人として、国際医療福祉大学宛に通知書を送付した（丙32）。

(36) 第4回本調査委員会の開催

平成28年10月20日～28日にかけて、第4回本調査委員会（書面審議）が開催され、調査報告書（案）につき、書面審議により意見等の集約が行われ、素案が決定された（丙17・第4回調査委員会（書面審議）議事要旨）。

(37) 本訴の訴状送達

平成28年10月25日、本訴の訴状が被告村中璃子に送達された。

(38) 第5回本調査委員会の開催

平成28年11月1日、第5回本調査委員会が開催され、調査報告書（案）に関し、意見交換と改訂が行われ、調査報告書の最終版が確定された（丙18・第5回調査委員会議事要旨）。

(39) A氏による内容証明送付

平成28年11月7日、A氏の代理人として、清水勉弁護士及び出口かおり弁護士が、国際医療福祉大学宛に、内容証明郵便を送付した（丙32）。

(40) A氏による委任状作成

平成28年11月12日、A氏は、清水勉弁護士及び出口かおり弁護士を訴訟代理人、被告を国際医療福祉大学とする訴訟委任状を作成した（丙32）。

(41) 本調査委員会の結果の公表

平成28年11月15日、本調査委員会の結果が記者会見により公表された（丙2）。

本調査委員会の結果において、本調査委員会から原告池田修一に対し、A教授（塩沢丹里教授）とともに、本件マウス実験の「誤り」に関し、その修正または修正内容の公表の措置をとるよう求められたが（丙2の2枚目「池田教授について」1行～6行）、現時点においても、原告池田修一において、かかる措置はとられていない。

本調査委員会の結果において、本調査委員会から原告池田修一に対し、本件マウス実験の結果が予備的な段階のものであることを、適切な方法をもって公に明らかにするよう求められたが（丙2の2枚目「池田教授について」15行～16行）、現時点においても、原告池田修一において、かかる措置はとられていない。

本調査委員会の結果において、本調査委員会から原告池田修一に対し、科学的な証明に耐えうる数のNF- κ -Bp50欠損マウスを用意したうえで、子宮頸がんワクチンを含むワクチン等を接種する初めの段階からの検証実験の実施と、その結果の公表を求められたが（丙2の2枚目「池田教授について」末尾から2行～最終行）、現時点においても、原告池田修一において、かかる検証実験は実施されていない。

上記記者会見において、信州大学学長が、原告池田修一、塩沢教授及びA氏に対し、国立大学法人信州大学職員就業規則（丙22）46条に基づき、嚴重注意を行

ったことが発表された。

(42) 厚生労働省の見解の公表

平成28年11月24日、厚生労働省は、本件研究に関し、「厚生労働省としては、厚生労働科学研究費補助金という国の研究費を用いて科学的観点から安全・安心な国民生活を実現するために、池田班へ研究費を補助しましたが、池田氏の不適切な発表により、国民に対して誤解を招く事態となったことについての池田氏の社会的責任は大きく、大変遺憾に思っております。また、厚生労働省は、この度の池田班の研究結果では、HPVワクチン接種後に生じた症状がHPVワクチンによって生じたかどうかについては何も証明されていない、と考えております。」という原告池田修一を強く非難する異例の見解を公表した（丙1）。

(43) A氏による訴訟提起

平成28年12月12日、A氏は、清水勉弁護士及び出口かおり弁護士を訴訟代理人、被告を国際医療福祉大学とする地位確認等請求訴訟を提起した（丙32）。

(44) 原告池田修一の信州大学第三内科教授の辞任

平成28年12月14日、原告池田修一は、信州大学第三内科教授を辞任した。

(45) 被告村中璃子の求釈明書（2）の提出

被告村中璃子は、原告池田修一に対し、平成28年12月26日付け求釈明書（2）により、本件マウス実験のデータや平成27年12月28日のプログレスミーティングの資料の提出を求めた。

(46) 原告池田修一の準備書面（2）の提出

原告池田修一は、平成29年2月6日付け準備書面（2）4頁（i）において、

以下のとおり、主張した。

「平成27年12月28日の本件教室のミーティングに原告も出席してA氏のプレゼンテーションを聴いたことは認め」る。

「A氏は、たしかに、原告に対して、『子宮頸がんワクチン、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン、生理食塩水（以下、これらをあわせて「子宮頸がんワクチン等」という。）をそれぞれ接種したNF-kBp50欠損マウスから血清を採取し、これらの血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像』として、甲第5号証のスライドに掲載された画像（日本語の説明文字部分及び白線の円を除く）や、当該画像左側の脳の断面写真、スライド右上部分の棒グラフの画像（英語表示部分を含む）を示したが、このほかに、これらの血清と正常なマウス脳組織との反応による染色結果の写真はなかった。」

かかる主張は、原告池田修一が、平成29年2月6日時点において、平成27年12月28日にA氏がプログレスミーティングで説明に用いたものと原告池田修一が主張する資料（甲17）を入手・確認してなされたものであるとしか考えられない。

また、原告池田修一は、平成29年2月6日付け準備書面（2）5頁（6）において、「本件実験及び本件実験結果はA氏が行っており、原告は結果をA氏から聞いた程度であって、実験には全く関与していない」と主張する。しかしながら、甲4の30・31枚目の「皮内神経の観察」「末梢神経病変」とのスライドは塩沢教授の班会議の資料（甲6）にも甲17にも含まれておらず、A氏が本件マウス実験においてマウスから採取した神経標本を原告池田修一がスライドにしたものとしか考えられない。NEWS23でも、「サーバリックス 14M-1 マウス●●」と記載された標本を顕微鏡で原告池田修一自ら観察し（乙1の2分45秒以降）、また、原告池田修一自ら「末梢神経病変」とのスライドを示した上で約9ヶ月後に異常が現れたと発言しており（乙1の4分23秒以降）、また、本件成果発表会においても、「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」との記載のほか、

子宮頸がんワクチン（HPV）の緑色に光った部分に自らわざわざ「白丸」を付けたスライドを用い（甲4の30枚目、甲5）、「だんだん9ヶ月から12ヶ月、1年くらいして脳の海馬と呼ばれている記憶の中核のところ、このHPVワクチンを打ったマウスだけ、こういう異常抗体がついている。すなわち、脳を攻撃する異常な抗体が、このマウスにはできたということがわかりました。（中略）同時にこのマウスのですね、このマウスのですね、こういう皮膚、足のそっけい（鼠径）の皮膚の中の神経、こういうところですね、これを電子顕微鏡で見るとですね、皮内の神経、こういうものですが、どの神経も壊れている。だからこのマウスは脳と末梢神経とを同時に障害を受けていそうだ。」と発言していることからして、原告池田修一自身が本件マウス実験に深く関与していたとしか考えられない。

（47）厚生労働科学研究成果データベースの記載の削除

前記（20）のとおり、甲10の2枚目において、原告池田修一は、「専門的・学術的観点からの成果」として、「子宮頸がん（HPV）ワクチン接種後脳障害が起るのか？我々はNF-κBp50欠損マウス（自己免疫疾患を生じ易い個体）にインフルエンザ、HPV、B型肝炎の3種類のワクチンを接種して脳を検索した結果、HPV ワクチン接種後マウスにのみ脳にIgG由来の自己抗体が沈着していることが見出された。また沈着部位は側頭葉中心であった。本マウスはHPV ワクチン接種後記憶障害を訴えているヒトの病態解明のモデルになる可能性がある。」と記載していたが、この記載は科学的に誤りであることを被告村中璃子が指摘すると（平成29年4月21日付け求釈明書（3）1項①）、原告池田修一は、平成29年6月21日、この記載を全て削除した上、「HPVワクチン接種後の副反応出現には何らかの遺伝的要因の関与が疑われる。その候補の一つとしてHLA遺伝子の多型性が報告された。今後、被検者の数を増やしてこの点を検討する予定である。」との記載に差し替えた（丙61の2枚目・3枚目）。

この原告池田修一による記載の差し替えは、本件マウス実験においては「専門的

・学術的観点からの成果」が全く得られなかったこと、本件マウス実験に科学的な意味がないことを原告池田修一が自認していることを示している。

(48) A氏の取材反訳の提出

平成29年7月12日、被告ウェッジ・大江は、A氏の取材反訳を提出した（乙7）。

(49) 原告訴訟代理人がA氏に連絡

原告訴訟代理人らは、A氏の反訳書（乙7の2）を読んだ後、プログレスミーティングの資料を入手する必要があると考えたが、原告池田修一は持っていなかったので、原告訴訟代理人らはA氏に連絡を取ったとのことである（原告準備書面（6）・3頁4項）。

(50) 平成29年9月27日の進行協議期日における原告訴訟代理人の陳述

原告訴訟代理人は、平成29年9月27日の進行協議期日において、「平成27年12月28日のプログレスミーティングの資料」を含む平成29年9月27日付け文書送付囑託申立書記載の文書を一切保有していない旨陳述した。

(51) 甲17の提出

平成29年10月31日、原告訴訟代理人らは、平成27年12月28日にA氏がプログレスミーティングで説明に用いたものと原告池田修一が主張する資料（甲17）をようやく提出した。

3 本訴請求が不法行為の成立要件を満たすものではなく、事實的・法律的根拠を欠くこと

上記2の事実経過から明らかなおと、本訴請求における原告池田修一の「捏

造」に関する主張を前提としても、平成28年3月14日のNEWS 23の取材及び平成28年3月16日の本件成果発表会の時点において、原告池田修一は、①甲5のスライド以外にも、本件マウス実験にかかるマウスの脳の画像が存在し、また、子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が存在することを認識し、②甲5のスライドがN=1であり、チャンピオンデータであることを認識し、③甲5のスライドが、ワクチン等を接種したNF-kBp50欠損マウスの脳の画像ではなく、ワクチン等を接種したNF-kBp50欠損マウスの血清を正常マウスの脳切片にふりかけたものであることを認識していた。

よって、本訴請求における原告池田修一の「捏造」に関する主張を前提としても、原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言（前記（6）（7））は、「故意に」「存在しない研究結果等を作成」して発表・発言したものであるから、「捏造」に該当する（乙3・6頁（3）柱書及び①）。

特に、原告池田修一は、本件マウス実験のみならず、鹿児島大学及び信州大学の患者におけるHLA型についても、本来比較できないアレル頻度と遺伝子保有率を比較し、脳症状を訴える患者のHLA型が日本人の通常の頻度の倍以上であるという誤った発言を意図的に行っているように、発表を聞く者に対し間違った理解を誘導する意図を有していたものであり、原告池田修一には「捏造」の「故意」がある。

仮に原告池田修一が、平成28年3月14日のNEWS 23の取材及び平成28年3月16日の本件成果発表会の時点において、①甲5のスライド以外にも、本件マウス実験にかかるマウスの脳の画像が存在し、また、子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が存在することを認識しておらず、②甲5のスライドがN=1であり、チャンピオンデータであることを認識していなかったとしても、このことは、本件マウス実験の科学的信頼性（何匹のNF-kBp50欠損マウスを使用して実験したのか、ワクチン等を接種したNF-kBp50欠損マウスの脳の画像はどうであったか、統計学的にどの程度の意味があるのか）を一切評価しないまま、原告池田修一は、漫然と、マスコミにも公開された本件成果発表会での発表を

行い、挙句の果てには数百万人が視聴するNEWS 23で発言したものであって、原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言（前記（6）（7））は、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った」ことにより、「存在しない研究結果等を作成」して発表・発言したものであるから、「捏造」に該当する（乙3・6頁（3）柱書及び①）。

原告池田修一は、NEWS 23の発言に関し、「TBSテレビが、原告のインタビュー内容を編集して放映した結果、原告が説明した趣旨とは異なる印象を与える報道内容となっている。」と主張する（原告準備書面（5）2頁（2））。しかしながら、原告池田修一は、マスコミとの関係において、「お互いを利用し、利用されという、ぎらぎらした関係」であると信州大学医学部の研究者から指摘されており（丙44・3枚目）、また、地元の医師会の医師によれば、信濃毎日新聞の記事に掲載された原告池田修一の誤った発言に関しても、「記者が勝手に書いたことで私は言っていない」と釈明していることからすれば（丙58）、TBSテレビに責任を転嫁する上記原告池田修一の主張は、信用し難い。

以上のとおり、原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言は、「捏造」に該当するものである。仮に「捏造」に該当しないと原告池田修一が考えるのであれば、原告池田修一は、信州大副学長・医学部長・第三内科教授を辞任する必要もなく、実験ノート・実験データ等の生データを自ら開示し、外部の科学者の批判的検討に耐える道を選択したはずである。しかしながら、原告池田修一は、信州大副学長・医学部長・第三内科教授を辞任しており、実験ノート・実験データ等の生データを開示せず、本訴請求をすることを選択し、平成29年10月31日に、平成27年12月28日にA氏がプログレスミーティングで説明に用いたものと原告池田修一が主張する資料（甲17）をようやく提出したのみで、実験ノート・実験データ等の生データをひた隠しにしており、研究者から新たな「捏造」行為を行っているのではないかという趣旨の指摘もなされている（丙38・10頁）。

よって、原告池田修一は、本訴提起時点において、本訴請求が不法行為の成立要件を満たすものではなく、事實的・法律的根拠を欠くことを知っていたものであり、または、通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるものである。

4 本訴の目的

本件訴訟は、平成28年7月27日に提訴された子宮頸がんワクチン薬害国賠訴訟（丙45）と並行して、これまで長年薬害訴訟に携わってきた清水勉弁護士により提起されたものである。国内外の科学界・言論界においては、本件訴訟につき、科学的観点から子宮頸がんワクチン薬害説を否定する被告村中璃子の言論を封殺し、子宮頸がんワクチン薬害国賠訴訟を有利に進めるために提起されたものと考えられている（原告池田修一は、子宮頸がんワクチン薬害説を唱えるごく少数の医師の一人であり、上記国賠訴訟の原告のうち、相当数の原告を診察している）。被告村中璃子は、昨年末、科学誌「ネイチャー」等主催のジョン・マドックス賞を授賞したが、その講評の中にも、法的手段が科学的言論を封殺するために用いられた旨本件訴訟について複数人の審査員が言及している（丙34）。国内の医学専門家からも、原告池田修一による本件訴訟の提起には疑問が呈されているところである（丙46）。

平成30年1月9日の本件訴訟期日にあたり、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会や支援者による動員が行われ（丙47～51）、同期日後、原告池田修一の代理人弁護士（丙52では「メガネを掛けた長身の男性弁護士」とされており、野間啓弁護士と思われる）は、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会や支援者に対し報告集会を行っている（丙52）。同報告集会において、HPVワクチン東京訴訟支援ネットワーク代表世話人かつ薬害オンブズパーソン会議のメンバーである隅本邦彦氏（丙53、丙54）が「今のところA先生は原告の側に立ってくれているみたいなので」と原告池田修一とA氏が共同して本件に対応している旨発言しており（丙52）、原告池田修一とA氏の口裏合わせの可能性が高い（清水勉弁護士は、

原告池田修一とA氏双方の代理人を兼ねている。丙32、丙56、丙57)。丙48では、小川ひろみ氏(元国立市議会議員・前回の国立市長選落選)が「我らが清水勉弁護士がついている」と清水勉弁護士との密接なかかわりを明らかにしているほか、丙50では、大塚恵美子氏(東村山市議会議員)が「池田修一先生に激励のメッセージ送ります。」と原告池田修一との密接なかかわりを記載している。

被告村中璃子答弁書でも述べたが、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会の代表松藤美香⁸、あるいは事務局長池田利恵⁹はツイッターで次のような発言を続けている。

「いくら信州大学の池田先生を陥れ様としても次々に出る論文が子宮頸がんワクチンの事実を明らかにしていく 日本の科学が優秀なのではなく科学者の心が、仕事に対して正対しているのです それは自己の存在を肯定する事でもあり一生の仕事を誠実に残すことは生きることを意味を果たすことに通じる」(池田利恵氏ツイッター、平成28年9月23日)、「平成28年8月3日に発表された、信州大学・池田修一教授に掛けられた捏造(村中事件)疑惑! 池田先生のコメントが発表されています。読んだところは真っ白。これはドラゴンでなくとも怒りの鉄拳! 酷い! 村中璃子!!」(同、同年8月6日)、「いったい、誰が、彼と、宮川・村中・大江会談を設定したのか? これが明らかになれば、誰が信州大学の池田先生を陥れようとしたのか? 誰にとって不都合だったのか? これが分かるはず。」(同、同年10月17日)、「2月19日 赤旗の記事です。82人もの患者を診ている、厚労省研究班の実質的な一人者である信州医大、池田修一氏の記事です。」(同、平成27年2月20日)、「[雨ニモマケズ] 池田修一 制裁ニモマケズ屈辱ニモマケズ金ニモ再ビノ脅迫ニモマケヌ丈夫ナ心ヲモチ慾ハナク決シテ瞋ラズイツモシヅカニワラッテキルアラユルコトヲジブンヲカンジョウニ入レズニヨクミキキ

⁸ 松藤美香のブログ「みかりんのささやき」 <http://ameblo.jp/3fujiko/>
松藤美香のツイッター https://twitter.com/mikarin_tokyo

⁹ 池田利恵(日野市議会議員)の公式ホームページ <http://ikedatoshie.com/>
池田利恵のツイッター <https://twitter.com/toshi2133>

シワカリソシテワスレズホメラレモセズクニモサレズ サウイフモノニワタシハナ
リタイ合掌」(同、平成28年11月26日)。

「信州大学・池田教授の名誉を傷つけた人。ネットでも煽った人が大勢いた。子宮頸がんワクチンの被害を解明しようと研究中の道半ばに横槍をいれ、研究を潰そうとした人を、私たちは許さない。」(松藤美香氏ツイッター、平成28年8月10日)、「本日、娘は池田教授の診察を受け、入院。診察における確かな目。患者の話に耳を傾け、チームで取り組み、受け入れてくれる姿勢。本当に嬉しかった。信念の人」(同、同年8月17日)、「池田教授の研究が核心をつくあまり、池田教授を吊し上げるしか手が無い。子宮頸がんワクチン副反応問題で、信大池田教授に不正がないという結果が出てからの推進医師らの『不正なんだよ』のゴリ押し拡散。世論を変えようと必死です。」(同、同年11月28日)、「池田先生、損害賠償額が二桁違います。池田先生の今までの功績を落としこめようとした悪意の記事に対し、10億ぐらいが妥当。」(同、同年8月18日)。

池田利恵氏は、本件研究について調査した信州大学調査委員会の結果を最初に報じた信濃毎日新聞が発行された平成28年11月3日の前日に、「確か今日。信州大学が行った池田先生に関する調査結果の発表の日ではなかったかしら？何も変化がないようだけれど、どうしたのかしらね。ちょっと心配ね。それともダントツ余裕かしらね(笑)」と自身のツイッターに書き込み、原告池田修一の重要情報を公になっていない段階で取得できる立場にあることを自ら吐露している。

全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会の幹部である黒崎未知子氏は、「子宮頸がんワクチン副反応 村中璃子氏の子宮を掘るに対して」との標題のもと、「池田修一教授の研究者としての毅然とした姿勢は私たち被害者にとって、大きな唯一の救いであり、人間として生きてゆく大きな一生涯の支えとなるだろう。」「また、恐らく、私の周りの不条理と残忍な行動をした人達は、そう遠からず鬼籍に入ることだろう。(余談、殺して無いよ！恨んでないよ！意地悪した人が、不正した人が、勝手に死んでいくんだもん！)」と述べ(丙60・13頁)、原告池田修一を強く支援す

るとともに、被告村中璃子らが、「遠からず鬼籍に入る」との根拠のない誹謗中傷を行っている。

以上のように、原告池田修一は、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会及びその支援者から、子宮頸がんワクチン薬害国賠訴訟を原告側で支える数少ない医師として、崇拜の対象となっており、彼らの活動を積極的に利用し、少なくとも黙認していることからすれば、原告池田修一は、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会、及び、同会の支援者らと連携の上、子宮頸がんワクチン薬害国賠訴訟（原告池田修一が相当数の原告少女・同会所属の親の子である少女を診察している）を有利に進めるため、本件成果発表会及びNEWS 23において意図的に誤った発表・発言を行い、科学的な知識の乏しいメディアを通じて科学的に誤った情報を流布し、この発表・発言について科学的観点から子宮頸がんワクチン薬害説を否定する被告村中璃子から誤りであることを指摘されるや、被告村中璃子の言論を封殺し、子宮頸がんワクチン薬害国賠訴訟を有利に進める目的で本訴を提起したものである。本件訴訟をかかるとして不当な目的に利用しているのは、既に「薬害医師」とも評されている原告池田修一及び同人を支援する薬害被害者団体、薬害議員、薬害弁護士らである。抗告人村中璃子がジョン・マドックス賞を受賞したのも、こうした背景事情があるからに他ならない（丙33～36、丙55、丙59）。

よって、本訴の提起は、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものとして違法であり、原告池田修一は、被告村中璃子に対し、不法行為責任を負う。

5 損害

被告村中璃子は、本訴を提起されたことにより連載を失うなど、ジャーナリストとして大きな打撃を受け、本訴の対応のために精神的に疲労困憊している。このような精神的苦痛を慰謝するための金額としては、少なくとも100万円を下らない。

6 よって、被告村中璃子は、原告池田修一に対し、不法行為に基づき、金100

万円及びこれに対する平成28年10月25日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める。 以 上

附属書類

1 反訴状副本 1通